

あな

市議会だより

平成29年（2017年）11月

第144号

市議会9月定例会から

もくじ

CONTENTS

9月定例会の概要	2
一般質問	3～9
意見書	10
委員会の審査状況	11
議決結果一覧	12

9月定例会の概要

9月定例会は9月1日から19日までの19日間の会期で開きました。

今議会では、条例の制定議案3件、条例の一部改正議案2件、補正予算議案3件、決算認定議案1件、人事議案1件、その他の議案2件の計12件の市長提出議案と議員提出議案1件及び請願1件を審議しました。

その結果、市長提出議案及び議員提出議案のいずれも原案のとおり、可決、認定、適任とし、請願1件については、不採択と決定しました。

(議決した議案の一覧については12ページをご覧ください。)

9月定例会日程(会期19日間)

1日(金) 開会

(会議録署名議員の指名、会期の決定)

6日(水) 一般質問

7日(木) 一般質問

8日(金) 一般質問

議案質疑、委員会付託

11日(月) 建設委員会

12日(火) 産業経済委員会

13日(水) 文教厚生委員会

14日(木) 総務委員会

19日(火) 閉会

(各常任委員長報告、質疑、討論、採決、人事案件提案理由説明、採決、閉会中の継続調査)

同意した人事案件

○人権擁護委員

樫本 慈弘(福井町)

一般質問を行った議員

○代表質問(90分) 4人

喜多 啓吉

(阿南創生会)

横田 守弘

(新生阿南)

日下 公明

(市民クラブ)

山下 久義

(経政会)

○個人質問(60分) 7人

飯田 忠志

小島 正行

井坂 重廣

奥田 勇

佐々木 志満子

小野 志毅

住友 利広

本会議における質問の順序は、代表質問は輪番制で、個人質問は抽選により決定しています。

本会議・委員会は公開しています

議会開会中は、本会議や委員会をどなたでも傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、市役所3階の傍聴受付にて、住所・氏名等を記入し、傍聴していただきます。

傍聴席の定員は、本会議が44人、委員会は10人となっています。皆様の傍聴を心よりお待ちしております。

議会中継が始まります

12月定例会からは、ケーブルテレビにより本会議の開会・一般質問・閉会の模様を生放送します。

※時間は午前10時から本会議終了まで

※チャンネルは11chでご覧いただけます。

なお、放送日(12月定例会)は市議会議員選挙後に行う会議で決まります。

一般質問ダイジェスト

平和行政

◇恒久平和を願う取組

Q 核兵器廃絶への道を切り開こうとした本市政として、平和首長会議加盟運動など現在までの恒久平和を願う取組は。

A 昭和57年9月議会において、平和擁護非核都市の宣言が議決され、また、広島・長崎市の呼びかけによる核兵器廃絶と世界恒久平和を目指す平和首長会議に県内の市町村に先駆け、平成20年2月から加盟している。

先般、8月9日開催の阿南市民平和祈念集会では、昭和62年に広島市及び長崎市から寄贈いただいた被原爆の石を使用し、建立した平和祈念の塔を庁舎建て替えに伴い新庁舎西側に移設し、初めての開催となったことから、松井一寛広島市長から平和のメッセージを頂戴し、大勢の参加を

得て意義深く開催された。平和こそ最大の福祉であり、人類の幸せであると改めて決意し、こうした取組を継続し、核兵器廃絶と恒久平和を目指したい。



被原爆の石を使用した平和祈念の塔

地域振興

◇大正大学との連携協力

Q 本市は大正大学と協定を締結し、地域課題解決のため連携して取り組んでいるが、大正大学地域構

想研究所の阿南支局の開設に当たり、どのように期待しているのか。

A 平成27年10月に大正大学と連携協力に関する包括協定を締結し、あなん未来会議や地域実習など、相互に打ち出した地方創生の特色ある施策に連携して取り組んできた。

こうした連携基盤をより強固なものにするために、大正大学地域構想研究所阿南支局が、JR阿南駅前の空き店舗を活用して開設され、併せて地域課題の解決等に実践的に取り組む地域商社として、株式会社すだっち阿南が設立された。

今議会で表明したように、



大正大学の学生と富西生によるワークショップの様子

行財政改革

◇公共施設等総合管理計画

Q 公共施設等の建て替えや補修に多額の費用が見込まれる。40年後の人口減少率がマイナス15%との推計から、施設保有量を40年間で15%以上縮減することとしているが、施設の必要性と地域間のバランスは。

A 今後、稼働率の低下が予測される施設は、稼働率、財源及び施設の耐用性等を総合的に判断し、基本的には廃止もしくは統合、複合化等を検討していく。

しかし、本市は比較的広大な面積を有しているため、一律に人口減のみをもって施設の多くを削減すると、その地域における市民サービスが著しく低下してしまうことから、

各公共施設の種類のごとに地域の必要性や配置等も考慮して集約化を図っていくことが重要である。

新庁舎

◇庁舎の利活用

Q あなんフォーラムや市民交流ロビーを愛好会などの団体が利用できるよう運用していくことが重要である。市民のパブリックスペースとして利活用しては。また、閉庁時の利用はどうなるのか。

A 庁舎は行政事務を遂行する施設であり、市民の直接の利用を目的とする公の施設とは異なるが、新庁舎は、市民の交流の場として利活用できるよう、市民開放ゾーンを設けており、写真や絵画などの展示が、芸術文化の振興、奨励に資するなど市の事務事業に係る利用と考えられる場合は利用できる。

閉庁時は、庁舎内に個人情報に関する書類等を保管していることから、庁舎管理上、

原則として認めていないが、阿南の夏まつり等の市の大きなイベントを開催する場合は、執務室への立ち入りを制限するなど、一定の制約のもと利用も可能である。

職員採用

◇臨時職員が増加している現状

Q 新聞報道では、本市の臨時職員は342人、職員は864人と3人に1人が臨時職員である。保育士は2人に1人が臨時保育士であることから、早急に待遇改善や正職員化を進めるべきでは。

A 安定的かつ持続的な行政サービスを提供するためには、個々の事務事業について業務の性質及び分量の推移を見極めながら、定員管理を行う必要がある。

特に保育職場は、子育て家庭に対する支援の重要性が更に高まっており、正規保育士の果たすべき役割を勘案しながら検討したい。

また、地方公務員法及び地

方自治法の一部を改正する法律が公布され、平成32年4月から、臨時・非常勤職員の採用や運用方法を抜本的に見直す必要が生じており、新たな制度改革や行政需要を見据えながら、適正な職員配置と待遇改善に努めたい。

ふるさと納税

◇特産品をPR

Q 第5次阿南市総合計画で地産地消の推進と消費の拡大を掲げているが、ふるさとの特産品をふるさと納税でPRしてはどうか。

A ふるさと納税制度を活用して本市特産品等を全国にPRすることは、市外へ販路が広がり、産業振興につながる手段であると認識しているが、自治体間での競争が過熱し、返礼品により納税意識がゆがめられ、特産品を返礼品に使用する費用の問題も懸念される。

最近では、見返りより社会貢献の目的での寄附が集まっていることから、市外への消費

拡大にふるさと納税制度を活用することは、予定していない。本来の趣旨であるふるさとへの恩返し、応援したい、貢献したいという意向によって寄附していただくことを前提として運用していきたい。



ふるさと納税の返礼品のLEDライト

防災対策

◇要支援者への支援

Q 避難行動要支援者名簿の登録者数は。また、要支援者名簿登録者の避難時の個別計画は。

A 避難行動要支援者名簿に、平成29年9月4日現在、6887人が登録されている。避難時の個別計画は、要支援者から名簿情報の提供の同意により、要支援者と支援者をマッチングし、避難支援者情報、避難場所等の情報を記

入し、策定することとなる。今後、支援者となる消防機関、民生委員、社会福祉協議会及び自主防災組織等と協力しながら可及的速やかに個別計画を策定し、地域における要支援者一人一人の避難行動の支援活動を推進したい。



福祉避難所での災害訓練のようす

◇災害弱者への支援

Q 本市が指定している福祉避難所は何力所か。また、福祉避難所での災害時の運営方法や業務手順のマニュアルは作成しているのか。

A 福祉避難所は、平成29年9月1日現在、老人保健

傍聴者の声

吉田純子さんからいただいた市議会を傍聴しての感想をご紹介します。

新しい庁舎となつて、議場を見てみたいという好奇心もあり、9月議会を傍聴させていただきました。

そこで感じたことは、阿南市の行政と議会が、市民の生活向上と安全のために目配りをし、共に取り組んでいただいている様子がよくわかりました。ただ、傍聴人の少ないことが気になるりましたが、市民生活が安定し、取り立てて、不安のない現状からなのかと思いました。

実際に議場へ行き、議員の方々のお顔を拝見でき良い経験となりました。

◇部落差別解消の取組

Q 部落差別解消推進法が成立したが、この法律に基づいた意識実態調査は計画されているのか。また、相談体制は。

A 昨年12月16日に施行された部落差別の解消の推進に関する法律に、国は部落差別の実態に係る調査を地方公共団体の協力を得て行うと規定されているが、国において実態調査の手法等について検討を重ねているところであり、調査時期等は未定である。

相談体制は、隣保館が8館あり、事業の一環として相談事業を継続して行っており、

◇ナカちゃん号の運行

法務局や人権擁護委員との連携をより一層密にするともに、相談体制のさらなる強化と各館における新たな事業等を検討するなど、部落差別解消の推進に全市を挙げて積極的に取り組みたい。

Q 買い物難民、運転免許証を返納した交通難民対策として、ナカちゃん号の運行の充実を図っては。

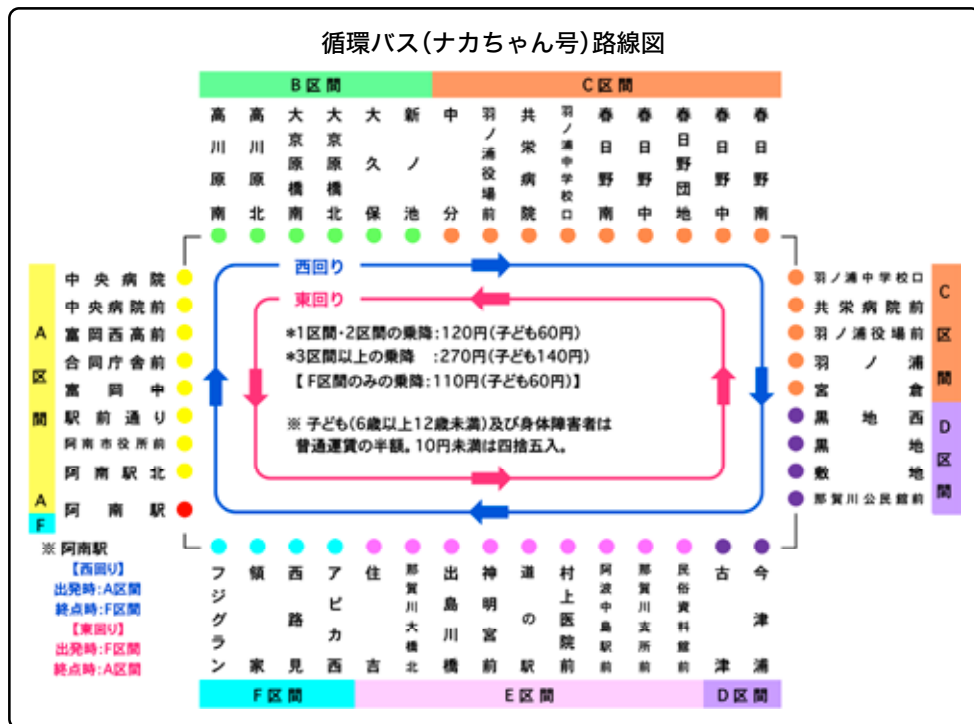
A 利用促進に関するPR活動を市内のイベント等によって住民の要望を把握し、ダイヤ改正を行うなど地道な活動が実を結び、運行開始以降、毎年利用者数は少しずつ増加している。今後も公共施設、医療施設、商業施設等を結ぶ路線として機能するように、地域の実態に即した路線の変更を実施したい。

また、平成31年春の阿南医療センターの開院に合わせ、安心して気軽に医療センター

◇幼稚園と保育所の一元化

が利用できるよう、路線の変更を検討している。

Q 次世代育成支援行動計画では、妊娠・出産期から子育て終了時期までの切れ目ない施策の必要性を確認しているが、幼保一元化を実施しては。



◇加茂谷診療所

A 平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことから、市長と教育委員会の両者が教育施策の方向性を共有し一致して執行に当たるため、総合教育会議を設置し、諸問題についての協議を行っている。

基本的な方向性としては、義務教育年齢に達しない就学前児童は、幼保一元化を含めこども課を中心として施策を講じ、放課後児童クラブを含めた小学校児童、中学校生徒は、学校施設、教育施設の有効活用を基本に、教育委員会において施策を講ずる。

いづれにしても、「主役は子どもたちである」ということを常に念頭に置き、効果的な子育て施策を加速させたい。

Q 高齢化が進む加茂谷地区では、遠い総合病院へ行けない高齢者にとって、加茂谷診療所は必要である。今後どのように維持してい

くのか。

A 加茂谷地区の人口が急速に減少している一方で、

診療所の患者数に大きな変化はなく、診療収入は増加傾向にあり、安定した経営が続いている。この患者数の維持及び診療収入の増加は高齢者の受診割合が高く、加茂谷診療所は高齢者の安心・安全、とりわけ健康確保のためになくてはならない、いわゆる長年住みなれた地で命を守る最後のとりである。

加茂谷診療所では、往診にも使え、診断、病態の把握から治療までの時間短縮ができる超音波画像診断装置を導入



加茂谷診療所

するなど、安定した運営ができるよう計画的に機器の整備等を行い、地域医療の確保に努めたい。

介護保険事業

◇地域包括ケアシステム

Q 地域包括ケアシステムとは、誰もが住みなれた地域社会で、安心して暮らせる体制づくりとされているが、目的実現のための取組は。

A 阿南市介護保険事業計画の基本理念である「高齢者がいきいきと輝き、住み慣れた地域社会で暮らし続けられる、共に支え合う長寿社会」に基づき、介護予防の一体的な提供を目指し、各事業を実施している。

取組内容として、介護予防・生活支援サービス事業は、平成29年4月から訪問介護、通所介護は既存の事業所による現行相当のサービスと緩和したサービスを実施しており、平成30年4月以降の新たなサービスの開始に向け検討して

いる。一般介護予防事業は、要介護状態となることを予防するため、いきいき100歳体操、高齢者サロン活動事業としてあなんサロンの育成と支援をし、117グループが地域の集会所等を通いの場としている。在宅医療・介護連携推進事業は、平成29年8月から開始したところで、医療と介護の両方が必要とする状態の高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、関係機関と協議を重ねている。



いきいき100歳体操のようす

農業振興

◇米の直接支払交付金

Q 農林水産業・地域の活力創造本部で、米の減反を平成30年度をめどに廃止すると決定したが、減反を奨励してきた米の直接支払交付金の取り扱い。

A 平成30年度から行政による米の生産数量目標でなく、国が策定する需給見通し等で、生産者が需要に応じた米の生産が行える。全国的に主食用米の供給過多で民間需要が低下している中、主食用米の生産量が増加すれば、米価格の下落が予測されることから、主食用米にかわる飼料用米等を推進していく必要がある。

米の直接支払交付金は、米の生産数量目標に従っている農家に対し、主食用米の作付面積から自家消費分の10アールを控除した面積に対して10アール当たり7500円の交付金を支払っていたが、平成30年度から廃止される。

◇有害鳥獣被害対策

Q 鳥獣捕獲報奨金を増額する予定は。また、捕獲檻による駆除のため、JA等の団体への檻購入に対する支援策は。

A 平成27年度に、シカの捕獲報奨金が1万円から1万5000円に、新たにイノシシの捕獲報奨金5000円を創設している。

捕獲檻等による駆除推進のため農協が実施している鳥獣害対策事業に対し、本市から60万円補助金を交付し、農作物被害防止のため農協が窓口となり、電気柵、網、捕獲檻を購入する農業者に交付している。また、被害を受けた農業者からの要望により、市が



山口町に設置された捕獲檻

保有する捕獲檻の貸し出しや設置等の対策も行っている。今後とも農協等関係機関との連携を密にし、農作物の被害防止策を講じたい。

建設行政

◇空き家対策の推進

Q 空き家の調査、確認の進捗状況は。

A 平成28年11月16日に加茂谷地区及び椿地区を除く市内全域における空き家調査を公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会に業務委託し、また、加茂谷地区及び椿地区は地域おこし協力隊員により、本年6月29日に空き家調査を終えた。

本年度に空き家の所有者に売却や賃貸の希望など、今後の活用方法を含めた意向調査の実施を予定しており、現在固定資産税の課税情報をもとに所有者の確認作業を進めている。また、この意向調査には、不動産取引の促進を目的として、空き家の不動産取引の仲介または代理についての

同意欄を設け、所有者から同意を得た案件を空き家等対策関係民間団体に対して情報提供し、積極的に所有者等と売買や賃貸の交渉を行うこととしている。

道路整備

◇国道55号阿南道路

Q 現在、那賀川町中島から西路見町までの区間で4車線化の工事が行われており、那賀川にかかる新しい橋梁も大きな姿を見せているが、進捗状況と供用いつになるのか。

A 小松島市及び本市の交通渋滞を緩和することなどを目的に整備が進められており、平成28年度末時点での事業進捗率は約80%となっている。

那賀川町中島から西路見町江川までの約2・1キロメートルの4車線化工事区間は、本年度に那賀川北岸部の橋梁工事や周辺の改築工事が進められ、供用の開始時期は平成31年度と伺っている。



まちづくり行政

◇立地適正化計画

Q 立地適正化計画の調査中とのことだが、本来、調査は具体例がある事業に対して調査するものであるが、立地適正化の事業として消防本部移転を検討している。

A 国が強力に進めている立地適正化計画の誘導施設は、都市居住者の共同の福祉や利便のために必要な施設と規定されている。具体的には病院、診療所等の医療施設、

幼稚園、保育所等の子育て支援施設、図書館、博物館等の文化施設、スーパーマーケット、銀行などの商業施設、窓口機能を有する行政施設などを対象としている。消防本部の移転は、市民が広く利用する施設でないことから、本計画の誘導施設として位置づけることは難しい。

しかし、JR阿南駅を中心とした都市機能誘導区域を設定する際には、安心・安全なまちづくりの観点から、消防機関もその他の公共施設の一つとして考慮していかねばならないと考えている。

河川整備

◇加茂谷の堤防整備

Q 加茂地区では、国の直轄事業として、平成27年度から床上浸水対策特別緊急事業により堤防の工事が進められているが、現在の進捗状況は。

A 浸水被害の解消を図るため、那賀川本川及び加茂谷川に堤防を整備する本事業

が着手され、平成31年度末の完成を目的に、現在、緊急的かつ集中的に整備を進めている。総事業費は約64億円を見込んでおり、本年7月末時点で用地取得率は約97%と伺っている。また、昨年度から加茂谷川の護岸や樋門等の本格的な工事にも着手しており、本年度も引き続き築堤、護岸、樋門や県道大井南島線の橋梁などを整備している。

なお、本事業に係る進捗率は、事業全体の約15%で、引き続き地域の安全・安心の確保に向け、加茂谷地区の無堤部地区の解消に推進していくと伺っている。



公民館

◇富岡公民館のエレベーター

Q 市内14公民館のうち、エレベーター未設置は3カ所であり、そのうち富岡公民館は、一番利用者の多い公民館であることから、エレベーターを設置したい。

A 富岡公民館は平成10年建築の鉄骨鉄筋コンクリートづくり、地下1階、地上1階建てで、阿南市文化会館と併設して建築されている。

エレベーターは、隣接の文化会館に13人乗りエレベーターが設置されており、文化会館の指定管理者に両施設の間を扉を開けてもらい利用している状況である。今後は、このエレベーターからすぐ公民館のホールに入場することができることから、エレベーターへの誘導等の表示を増やすなど、今まで以上に全ての利用者により優しい公民館になるよう取り組みたい。

◇トイレの洋式化

Q 公民館は指定避難場所であり、高齢者のための洋式トイレが必要になる。早期に洋式化しては。

A 公民館全体の洋式化率は37・5%であり、高齢者や足腰の不自由な方々が利用される機会が多いことから、計画的に洋式化を進めていきたいと考えている。

なお、災害時の避難場所に指定されている公民館は、地震による断水や排水管の寸断等により使用ができないことも想定されるため、組立式の災害時用簡易トイレを備蓄品として各施設に10基ずつ配備をしている。

教育行政

◇プログラミング教育

Q 文部科学省は、平成32年以降にプログラミング教育必修化を盛り込んだ学習指導要領改訂案を発表しているが、プログラミング

◇教育の目的と内容は。

A コンピューターに意図した処理を行うよう指示することにより、コンピューターへの抵抗感をなくしたり、コンピューターで物事を考えたりするプログラミング的思考を育むとされている。

学習内容は、身近な生活でコンピューターが活用され、これを用いた問題の解決には必要な手順があることに気づくという学習、各教科等で育まれる思考力を基盤としながら、コンピューターに指示を出すための基本的な方法や考え方を身につける学習、さらにコンピューターの働きを自分の生活に生かそうとする態度を身につける学習があり、全ての教科・領域で教科横断的に育成していくことが求められている。

◇小学校の外国語教育

Q 小学校では外国語教育が始まるが、早期化、教科化に向け条件整備をするため、新教材の整備、効果的な指導方法の普及につ

◇いて、今後の展開は。

A 平成32年に完全実施される小学校外国語教育に先立ち、来年度から先行実施する移行措置案が文部科学省から公表された。これを受け3・4年生で年間15時間、5・6年生で50時間の外国語学習が実施される。

文部科学省から新指導要領に円滑に移行するため、早期化する3・4年生や教科化となる5・6年生の教材が文部科学省主導で作成され、来年2月頃全校に配布される予定である。

また、指導方法は、年間指導計画、学習指導案を含む教師用指導書、校内研修用の資料等が同様に配付され、その



ALT による英語の授業のようす

普及が図られることになっている。

◇学校司書の配置

Q 学校図書館サポーター配置の目的は、確かな学力を育てるとともに、読書などの活動を通じて、子供たちの豊かな人間性を培うことであるが、学校司書を配置し、学校図書館教育を推進しては。

A 学校司書は、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員として、平成27年4月に初めて法制化された役割で、学校図書館への配置が努力義務とされている。

しかし、資格や職務等の明確な規定はなく、各自自治体により雇用形態等が異なり、法的にもまだ検討されていることから、今後、法的な規定が明確になることを待って、配置等の検討をすることとし、当面は今までどおり、学校図書館サポーターの充実に取り組みたい。

Q 本市におけるいじめの実態は。

A 平成24年度から市独自のいじめ調査を年間3期に分けて行っており、小・中学校を対象に、4月から7月までのいじめの状況について調査し集計を行った。

集計結果では、いじめを認知した件数は、小学校では71件、中学校では34件であり、このうち既に解消しているのは、小学校では40件、中学校では25件、一定の解消が見られたが継続支援中が、小学校では25件、中学校では4件、

◇いじめ問題



学校図書館サポーターによる読みきかせのようす

解消に向けて現在、取り組み中が、小学校で6件、中学校で5件であった。

なお、調査時点でまだ解消していないと報告があった学校については、健全育成センターいじめ対策チーム及び学校教育課で学校を訪問し、丁寧に聞き取り、問題点の洗い出しを行っているところである。

奨学資金貸付制度

◇制度のPR

Q 大学卒業後に本市に在住すれば、貸与された奨学金の返済額が半額免除となる制度をもっとPRしてはどうか。応募者が少ないのはPR不足では。

A 奨学資金貸付制度のお知らせは、広報あなん、市政だより、ホームページに掲載するとともに、日本学生支援機構や教育専門の雑誌に情報提供している。

また、これから大学へ進学される学生に周知するため、市内の各中学校及び本市、小

松島市の各高校へ手引を送付している。このたび奨学生の2次募集をしたところ、例年を上回る応募があり、徐々に浸透していると考えられる。

今後、貸付制度の利用の情報容易に入手できるように周知方法や減免率を含め、本制度の特徴や有益性をアピールできるような表示方法について創意工夫に努めたい。

消防行政

◇発災時の消防体制

Q 発災時には消防本部は液化化現象で動きがとれないと考えるが、消防職員はどこに参集して、本部機能を担うのはどこになるのか。

A 消防本部では、大規模地震時の対応計画に基づき参集要領を定めており、非番員及び週休者は情報収集を行いながら指定された場所、自己の所属する部署、直近の署所に参集することとなるが、崖崩れ、橋の崩落、津波による浸水等道路状況により参集



液化化現象を想定した災害訓練のようす

が不可能な場合は、地元消防分団本部または詰所に自主的に参集場所を変更して、消防団と協力して災害対応することとなる。

本部機能を担う消防本部庁舎は、官庁施設の総合耐震計画基準に準拠し、震度7に耐えられる耐震性のある建物であり、想定される地震に耐えられるものと考えており、辰巳町の消防本部で業務を継続するものとなっている。

しかし、万が一消防本部庁舎が被災し、業務に支障がある場合は、長生町の消防署西出張所が本部機能を担うと考えている。

会議録の閲覧ができます

定例会での質問や答弁の内容を詳しく知りたい方は、次の方法で閲覧できます。

①製本会議録を閲覧する方法

お近くの「公民館」、市内「図書館」に製本会議録を配本しています。

②インターネットで閲覧する方法

阿南市ホームページ <http://www.city.anan.tokushima.jp/> から

阿南市議会→会議録検索を選択すると閲覧することができます。

お詫びと訂正

「あなん市議会だより」特集号25（平成29年10月発行）3ページの記載に誤りがありました。

誤 香川県四国中央市
正 愛媛県四国中央市

お詫びし、訂正いたします。

意見書

意見書とは、地方自治法第99条に基づき、地方公共団体の公益に関することに関して、議会の意思を意見としてまとめた文書です。

議会は、その意見書を国会または関係行政庁へ提出することができます。

今議会で可決された意見書の内容は次のとおりです。

「協同労働の協同組合法(仮称)」に関する法律の速やかな制定を求める意見書

近年の社会・経済構造の急激な変化は様々な課題を我が国社会に投げかけており、多様な生き方とそれを支える新たな社会システムの構築が求められている。とりわけ、地域の様々な問題を解決するに当たっては、行政だけではなく、住民自身の力に大きな期待がかかっている。

このような状況の中、住みやすい地域社会を実現するため、地域の問題は地域住民自らが解決することを目指し、NPOや協同組合、ボランティア団体などの様々な非営利団体が事業展開しているが、これらの一つである「協同労働の協同組合」は、組合に参加する人全てが協同で出資し、協同で経営し、協同で働くことを通じて、人と人とのつながりを取り戻し、地域の再生を目指す活動を続けており、多くの社会問題が顕在化する今日、その解決の有効な方策として大変注目されている。

しかしながら、我が国では、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、協同組合として契約ができない、あるいは社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題を抱えている。

欧米各国においては、既に労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）として法制度が整備されており、就労の創出や地域の活性化、少子高齢化への対応を図るためにも、早急な法制化が求められているところである。実際、協同労働をしている団体の事業内容は、介護・福祉サービスや子育て支援、農村レストラン、清掃請負、オフィスビルの総合管理など幅広く、また、若者や女性、高齢者が集まって働きやすい職場を自分たちで作るなど、多様な働き方の一つとしても期待が高まっている。

よって、国においては、今日の社会の実情を踏まえ、多様な働き方を可能とする環境整備を図る観点から、「協同労働の協同組合法（仮称）」に関する法律を速やかに制定するよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月19日

徳島県阿南市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣



あなんアリーナでの視察のようす

7月31日	埼玉県北本市議会	3人
8月17日	「野球のまち推進事業」	
8月17日	板野郡北島町議会	6人
	「新庁舎建設事業」	
10月25日	「デジタル防災行政無線」	
10月26日	小松島市議会	19人
	「エコパーク阿南」	
10月26日	千葉県四街道市議会	11人
	「エコパーク阿南」	
10月27日	ふじみ衛生組合議会	18人
	「エコパーク阿南」	

阿南市では、全国の議会関係者からの行政視察を積極的
に受け入れしています。

行政視察受入状況

委員会の審査状況

各常任委員会では、付託された議案の審査を行いました。
以下審査の過程で出された質疑・意見等の内容を報告します。

建設委員会

市長提出議案4件を審査

◇水道事業会計補正予算では、水道料金の徴収業務を民間に委託し、経費の節減を行う考であることから債務負担行為については理解するところであるが、水道事業に関連して、県では基幹管路の耐震化が課題となっており、水道事業の広域化を目指す、水道ビジョンの策定に着手するとの新聞報道がされていることについて、市としてどのような情報を得ているのかとの質疑があり、県では、水道事業の広域化は人件費の抑制や施設管理の一元化による経費節減効果が見込めるほか、国の交付金助成もあることから、水道事業あり方検討会で合意できる方向性を探るとしている。本市としても水道事業のあり



順次建設がすすめられている春日野団地（完成した2号棟）

方検討会にメリット、デメリットの実情等を説明させていただきながら、検討していきたいとの説明があった。

◇公営住宅春日野団地3号棟建設工事のうち建築工事の請負契約の締結について、春日野団地は全部で8棟を建設するという大きなプロジェクトで、今回で3棟目となるが、残り5棟の建設スケジュール

について質疑があり、国の交付金を活用しながら残りの5棟について平成35年度を目標に建設するとの説明があった。

産業経済委員会

市長提出議案2件、陳情1件を審査

◇阿南市中小企業振興基本条例の制定について、同条例第12条子ども勤労観等の醸成について、次代を担う子どもたちへの職業意識の向上をどのように図っていくのかとの質疑があり、中小企業者と連携をとりながら、現在行っている職業体験等について、より効率的に取り組んでいきたいとの説明があった。

◇一般会計補正予算の関係部分では、森林・山村多面的機能発揮対策事業補助金について、すべて本市の一般財源により計上されているが、県の交付金についてはどうなっているのかとの質疑があり、本年度から国の要綱の改正により交付金が一部減額となったことで、不足分について県に對しても再三、財政支援の要望も行っているが、来年度以

降の支援の動向については未定であるとの説明があった。

文教厚生委員会

市長提出議案4件、請願1件を審査

◇阿南市野村靖奨学資金基金条例の制定について、大学卒業後に市内にUターン就職すれば、貸与された奨学金の返済免除するなど、この基金を有効活用して、地元へ帰郷する若者を増やすという方策はないのかとの質疑があり、本市の発展に資する有能な人材を育成するために活用していただきたいとのご遺志に基づき、寄附であることから、地元へ帰郷や本市に住み続けていただけるよう、現行の阿南市奨学資金貸付制度を最大限活用できるよう情報発信したいとの説明がありました。この答弁を受けて、奨学資金の返済免除制度ということも含めて、若者の市外流出に歯止めをかけるとともに、地元へ貢献したいと意思をもつてくれる人材を育成できるよう就学支援をしていたいただきたいとの意見があった。

総務委員会

市長提出議案4件を審査

◇阿南市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について、選挙公報は、選挙の期日の2日前までに配布することになっているが、立候補者が確定するのは告示日であり、事務手続き的にどういった手順になるのかとの質疑があり、選挙公報の申請は、条例上、告示日となっているが、市議会議員選挙の場合は選挙日まで7日しかないことから、県内他市を参考に、立候補予定者説明会時に記載用紙を配付し、立候補届出書等事前審査の際に提出という運用を考えているとの説明があった。



委員会のように

9月定例会議決結果一覧

〈条例議案〉

第1号議案	阿南市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について	(原案可決)
第2号議案	阿南市野村靖奨学資金基金条例の制定について	(原案可決)
第3号議案	阿南市中小企業振興基本条例の制定について	(原案可決)
第4号議案	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について	(原案可決)
第5号議案	阿南ひまわり会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	(原案可決)

〈補正予算議案〉

第6号議案	平成29年度阿南市一般会計補正予算（第2号）について	(原案可決)
第7号議案	平成29年度阿南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	(原案可決)
第8号議案	平成29年度阿南市水道事業会計補正予算（第1号）について	(原案可決)

〈決算認定議案〉

第9号議案	平成28年度阿南市水道事業会計決算の認定について	(原案認定)
-------	--------------------------	--------

〈その他の議案〉

第10号議案	市道の路線の認定について	(原案可決)
第11号議案	公営住宅春日野団地3号棟建設工事のうち建築工事の請負契約の締結について	(原案可決)

〈人事議案〉

諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	(適任)
-------	-------------------	------

〈議員提出議案〉

議第1号	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書	(原案可決)
------	--------------------------------	--------

〈請願〉

請願第1号	国民健康保険都道府県単位化に係る意見書採択についての請願（継続分）	(不採択)
-------	-----------------------------------	-------

〈陳情〉

陳情第2号	「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情	(不採択)
-------	-----------------------------	-------

編集後記

時の経つのは早いもので、議員としての任期もこの11月で満了となります。平成25年11月あるいは平成27年11月に市民の負託を受け、市議会の議席を預かり、市民の声を市政に反映するため力を尽くしてきた私たちは、間もなくその任期を終えようとしています。

現在の議会だより編集委員による編集は本号で最後となります。「議会で何を議論しているのか」、「議員は何をしているのか」、限られた条件のもと全てをお知らせすることは困難ですが、常に市民の皆様身近に感じていただける開かれた議会を目指して、今後もより一層工夫しながら伝える努力をして参ります。

これからも議会だよりをご覧いただきご意見を賜りますよう、何卒よろしくお願いいたします。

議会だより編集委員会